

淀川水系流域委員会 第6回住民参加部会（2003.8.28開催）結果概要

03.10.22 庶務作成

開催日時：2003年8月28日（木） 15：00～18：15

場 所：カラスマプラザ21 8階 大ホール

参加者数：委員 12名、他部会委員 1名、河川管理者 9名、一般傍聴者 56名

1 決定事項

- ・本日の議論をもとに、部会長、部会長代理、リーダー、サブリーダー、班長にて、住民参加部会とりまとめを修正し、第24回委員会（9/5）にて報告する。
- ・第24回委員会に提出する部会とりまとめ案を8/30に部会委員全員に送付する。各委員は、部会とりまとめへの意見があれば、9/3までに提出する。提出された意見については、時間的な制約から部会とりまとめには反映できないが、修正すべきと判断された点については、部会長が委員会にて口頭でコメントする。
- ・各委員は、引き続き、次回部会（または検討会）までに社会的合意に関する意見を提出する。
- ・河川管理者には、第24回委員会（9/5）にて、淀川河川事務所が実施する予定の対話集会の状況について説明して頂く。

2 審議の概要

委員会、他部会の状況報告

資料1「委員会および各部会の状況報告（提言とりまとめ以降）」を用いて、各部会の状況について説明が行われた。

部会意見とりまとめに向けた意見交換

山村リーダーより、資料2-1「前回部会以降の住民参加部会の状況」、資料2-2「住民参加作業部会の第2稿に対する意見のまとめ」を用いて部会とりまとめ案について説明が行われた後、荻野委員より資料2-2補足「実践班まとめ（案）」の説明が行われた。その後、部会の意見とりまとめについて、意見交換が行われた。主な意見は「3 主な意見」の通り。

意見交換終了後、河川管理者より、淀川河川事務所が実施する予定の対話集会の状況について、ファシリテーターを2名選出したこと、最初のテーマを高水敷利用とすること等の説明が行われた。「1 決定事項」の通り、同様の説明を第24回委員会で行うこととなった。

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者1名から「流域委員会はいつまで継続するのか」との質問があり、これに対して河川管理者より「河川整備計画のチェックやフィードバックを行う組織として、流域委員会は継続したいと考えているが、今後の体制や形態については、流域委員会にて議論して頂きたいと思っている」との返答があった。

3 主な意見

部会意見とりまとめに向けた意見交換

山村リーダーより、部会とりまとめ案について説明が行われた後、荻野委員より補足説明が行われた。その後、部会の意見とりまとめについて、意見交換が行われた。

(主な意見)

社会的合意について

- ・社会的合意のためのプロセスや、ダム等の規模の大きな事業とそれ以外の事業における社会的合意の違いについて、委員会で、その定義やあり方を提案すべきだ。
- ・社会的合意について、説明資料(第2稿)のダムに関する記述として「妥当とされる場合に実施する」とあるが、これでは非常に曖昧であり、明確に記述すべきだ。ダムについては、じっくりと時間をかけて住民参加の場を積み重ねて意見を集約していくことによって、社会的に認められていくものだ。

琵琶湖・淀川市民会議(仮称)の位置づけと役割について

- ・流域委員会と市民会議の役割分担について明確にしておく必要がある。
- ・資料2-2 補足「実践班まとめ(案)」に記述されている「琵琶湖・淀川市民会議(仮称)」は、住民と行政の協働を支援する接着剤の役目を担うとのことだが、それは、河川レンジャーが担う役割ではないのか。或いは、流域委員会が継続していくにあたって、住民参加部会が果たすべき役割と同じではないか。(河川管理者)

官と民を結びつけるために、住民、ボランティア、利水者、自治体等の意見を一手に引き受ける窓口が必要になってくる。しかも、流域委員会の委員のように「兼務」という形ではなく、本業として活動するプロの集団が必要だと考えている。そういった組織ができれば、河川管理者の権限外の分野(直轄外の河川管理者、都市計画等)とのインターフェースの役割や、住民の提案能力を高めるための学習・調査・研究のインフラの役割も担うことができると考えている。

考え方は理解できるが、行政が深く関与しながら設立したNPO団体が本当に、期待される行政と住民との橋渡し役になり得るのか、疑問に思う。(河川管理者)

とりまとめの内容については、今後、部会の中で検討していきたいと思っている。(部会長)

「協働管理」のあり方について

- ・理念班のまとめの冒頭に、「行政と住民により協働管理すべきである」と記述されているが、これは誤解を招く表現であり、修正すべきだ。全てのことを行政と住民とのパートナーシップや協働でやる必要はない。住民参加の形式には、情報を提供してもらうだけの参加や公聴会への参加、議論への参加等があり、目的に応じて使い分けていくべきだ。

賛成だが、行政が住民参加の形式を勝手に決めるべきではないと思う。積極的な住民団体が参加できるように行政には住民参加の窓口を広く開けておく姿勢が必要だ。

ここに書かれている「協働管理」の意味は、行政には、住民の意見を汲み取りながら、住民のためになるような管理をしてもらいたいという意味だと理解している。「協働

管理」という言葉については、誤解のないように訂正すべきだろう。

河川環境の刻々とした変化は、住民が主体となって情報を提供していくということができると思うが、一方で、河川工学等の専門分野については住民は主体とはなり得ない。ケースに応じて、最適なパートナーシップを選択していかなければならないだろう。

政策について意思決定をし、予算を確保して事業を実施するの河川管理者である。このプロセスの中で住民が具体的に係わっていくことは今後の河川管理に必要なことだが、最終的に責任を取るのは河川管理者であるということを考えれば、河川管理者は住民の提案に対して、できないことはできないとはっきり言っていくべきだろう。

- ・政策決定過程における協働と政策実施過程における協働が整理できていない。目標が違えば、協働のあり方も違って来るはずだ。特に、住民と行政との協働によって、どのように政策決定を行っていくのかについて、議論すべきだ。例えば、ダム建設の政策決定の過程で、住民とのパートナーシップによって何をやるのか、具体的にイメージしながら、意見を言っていないかなくてはならない。

この流域委員会の活動自体が政策決定過程における住民とのパートナーシップと言えるのではないか。

その他について

- ・ダム計画が見直されることによって生じる社会的な影響に対して、どのような取り組みを行っていくつもりなのか、説明資料（第2稿）の中では明確になっていない。例えば、ダム計画が中止になった場合には、地元住民の意見を反映しながら取り組んでいく必要があるだろう。
- ・国土交通省はハードに強いがソフトに弱いとの指摘があったが、その点については反省している。パートナーシップ事業について議論になっていたが、日本語は非常に難しい。とりまとめにあたって、我々にとってもわかりやすいようにまとめて頂けると助かる。（河川管理者）

以上

議事内容の詳細については、「議事録」をご覧ください。最新の結果概要および議事録はホームページに掲載しております。